

番号	1
項目	<p>小学校の統廃合について</p> <p>条例で統廃合の対象になっている小学校（森之宮・中浜）の統廃合問題について、また、今福・放出小学校の整備計画変更など、進捗状況をお聞かせ下さい。私たちは、小規模校では一人ひとりの子どもに教師の目が行き届き、子どもたちがよく知り合い人間関係も深まり子どもの成長発達にとって教育的な価値をもつと考え、以前から少人数学級の推進を求めて統廃合はやめてほしいと訴えています。小学校は地域の大切な防災拠点でもあり、地域コミュニティの発展に必要なものです。学校関係者と地域住民の間での十分な話し合いをしていただき、一方的な統廃合はやめて下さい。また、学校跡地は地域の避難所、コミュニティの場として残して下さい。</p>
(回答)	
<p>大阪市では、有識者で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。小学校の適正な学級規模は「大阪市立学校活性化条例」（以下、「条例」という。）において12～24学級と規定されており、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、適正規模を満たさない学校（以下、「対象校」という）については、各区において学校再編整備計画案を作成し、教育委員会会議の議決を経て、学校配置の適正化を進めています。</p> <p>また条例において、適正規模を下回り、今後も適正規模になる見込みがない小学校については、学校再編整備計画を策定・公表すること、その計画には再編の実施時期、実施後の小学校の所在地やその他、教育委員会規則で定める事項を記載することとし、その計画等について、保護者等の意見を聴かなければならないと義務付けるものとしています。また、計画の変更についても規定しています。</p> <p>条例規則に基づいた適正配置の対象校である今福小学校については、放出小学校との再編整備計画案を令和6年6月に作成し、令和11年度の統合に向けて教育委員会会議の議決を得たところです。森之宮小学校と中浜小学校については、区において学校再編整備計画案の検討を行っているところでございます。</p> <p>今後、今福小学校・放出小学校の学校再編整備計画の推進にあたっては、各学校に在籍する児童の保護者、地域住民のみなさまに、丁寧な説明と意見聴取を重ね、理解と協力をいただけるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお「少人数学級の推進」に関しましては、公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律の改正法が令和3年4月に施行され、小学校2年生から段階的に1学級を40人から35人に引き下げ、令和7年に全学年で完了見込みとなっております。</p>	
担当	城東区役所 保健福祉課（子育て教育） 電話： 06-6930-9065

番号	2
項目	<p>すべての子どもの健やかな成長を保障する学校教育について <u>城東区内での不登校や発達に関する相談体制や、取られている対策についてお聞かせください。</u></p> <p>正規の教職員を増やし、小中学校の全学年を20~25人の少人数学級にして下さい。 小学校の体育館に、早急にエアコンを設置してください。 学校トイレの個室に返却不要の生理用品を置いて下さい。</p>
(下線部について回答)	
<p>城東区役所では、子育て支援室において家庭児童相談員等の職員が、心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校・親子関係・児童虐待などに関する相談をお受けし、子育て家庭の支援を行っています。</p> <p>また不登校等により、支援の必要なこどもや世帯を小中学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体でこどもと子育て世帯を各種施策により総合的に支援する「こどもサポートネット事業」を実施しています。</p> <p>一方、不登校対策としましては、不登校の状況にある小中学生を対象に学校外の居場所を提供し、学習支援や活動プログラムの提供、カウンセリングなどの必要とされる支援を行い、学習習慣の形成や基礎学力の向上、再登校を含む社会的自立を支援する「城東区不登校児童生徒支援事業」を実施するとともに、不登校傾向や集団生活に馴染めない別室登校等の児童などを対象に、学校内での学習等の支援及び登校支援、家庭訪問による再登校の促し等により学校とのつながりを持ちながら将来の社会的自立を支援する「城東区こどもの登校・学習支援事業」を実施しています。</p> <p>あわせて、登校はできるけど教室に入ることができない、または集団での生活が難しい状況の児童生徒を対象に、学校内で過ごすための教室以外の居場所として、「スクールサポートルーム」を区内の市立小中学校に整備しています。</p>	
担当 城東区役所 保健福祉課（子育て教育） 電話：06-6208-9065	

番号	2
項目	<p>すべての子どもの健やかな成長を保障する学校教育について 城東区内での不登校や発達に関する相談体制や、取られている対策についてお聞かせください。</p> <p><u>正規の教職員を増やし、小中学校の全学年を20~25人の少人数学級にして下さい。</u></p> <p>小学校の体育館に、早急にエアコンを設置してください。</p> <p>学校トイレの個室に返却不要の生理用品を置いて下さい。</p>
(下線部について回答)	
<p>教職員の定数につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて算定されており、国からの措置を受けて、教職員を配置しております。</p> <p>今後も引き続き、指定都市教育委員会協議会等を通じて、教職員定数が改善されるよう國へ要求していくとともに、教職員の適切な配置ができるよう、予算の確保にも努めてまいりたいと考えております。</p> <p>少人数学級の実現に関しては公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として、小学校及び義務教育学校前期課程については令和7年度までに段階的に改めていくこととされています。</p> <p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9125</p> <p>教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9114</p>

番号	2
項目	<p>すべての子どもの健やかな成長を保障する学校教育について 城東区内での不登校や発達に関する相談体制や、取られている対策についてお聞かせください。</p> <p>正規の教職員を増やし、小中学校の全学年を20～25人の少人数学級にして下さい。 <u>小学校の体育館に、早急にエアコンを設置してください。</u> 学校トイレの個室に返却不要の生理用品を置いて下さい。</p>
(下線部について回答)	
<p>小学校の体育館のエアコンについては、令和6年6月に「小学校体育館空調設備整備PFI（※）事業支援業務委託」を契約しており、大阪市立の全小学校体育館へのエアコン設置に向けた事業を行うにあたって必要となる事業費、整備期間等を決めていく業務を進めています。</p> <p>また、令和6年12月より、本市ホームページ上において、本事業の入札に向けた情報を公開しております。</p>	
<p>（※）PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つです。 民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063

番号	2
項目	<p>すべての子どもの健やかな成長を保障する学校教育について 城東区内での不登校や発達に関する相談体制や、取られている対策についてお聞かせください。</p> <p>正規の教職員を増やし、小中学校の全学年を20~25人の少人数学級にして下さい。 小学校の体育館に、早急にエアコンを設置してください。 <u>学校トイレの個室に返却不要の生理用品を置いて下さい。</u></p>
(下線部について回答)	
<p>大阪市立学校においては、児童生徒が必要な時に生理用品を対面及び非対面で受け取ることができ、安全安心に学校生活を送ることができるよう、全小中学校の保健室や職員室のほか、女子トイレ（個室含む）など、各校の実情にあった提供場所に常備するよう、生理用品にかかる環境整備に取り組んでおります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	3 (前半部分)
項目	<p><u>避難所となる小学校の体育館に早急にエアコンを設置して下さい。</u>①また洋式トイレ、<u>空調設備①</u>、<u>飲料水や、プライバシー確保②など</u>ジェンダー視点での避難所の整備を行って下さい。③防災拠点での自然エネルギー発電設備、蓄電設備等の設置の計画をもち、さらに促進して下さい。</p> <p>昨年11月の大雪で平野川の水位が高くなり、中浜地域の衛門橋付近は越水寸前の危険な状況でした。いつも不安を抱えている地域です。どのような対策が講じられているかお聞かせ下さい。</p>

(下線文について回答)

猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等の要配慮者の二次被害を防止するセーフティネットの観点から避難所生活の環境確保を図るため、そして、平時での教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、令和2年度から令和4年度までの間に、災害時避難所に指定されている全127市立中学校の体育館への空調機設置工事を完了しました。

なお、令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所となる小学校の体育館への空調機整備に向けた取り組みを、現在教育委員会事務局において実施しているところです。

【下線部①に係る回答】

災害時に避難所で必要となる物資は、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき確保しており、飲料水やパーティション（簡易テント）等も備蓄しています。

また、避難所生活における良好な生活環境の確保に向けて、民間事業者との物資供給等に関する協定も進めており、様々な必要となる物資を柔軟に調達できる体制の構築を進めています。

【下線部②に係る回答】

ジェンダー視点でのプライバシーの確保については、「避難所開設・運営ガイドライン」に基づき、災害時避難所において、女性専用スペース（更衣室、授乳室、物干し場など）の設置を進めております。

避難所運営に女性の視点を取り入れることは、非常に重要であり、より多くの女性に日ごろから防災に関心を持っていただき、避難所運営に参加をしていただくことが必要であることから、幅広い世代の女性が地域防災に関心を持ち、参画いただくことをめざした取り組みを引き続き進めてまいります。

【下線部③に係る「女性目線での避難所運営」の観点からの回答】

担当	危機管理室危機管理課（防災企画） 電話：06-6208-7378 危機管理室危機管理課（減災対策） 電話：06-6208-7389
----	--

番号	3 (前半部分)
項目	<p>避難所となる小学校の体育館に早急にエアコンを設置して下さい。また<u>洋式トイレ</u>、空調設備、飲料水や、プライバシー確保などジエンダー視点での避難所の整備を行って下さい。</p> <p>防災拠点での自然エネルギー発電設備、蓄電設備等の設置の計画をもち、さらに促進して下さい。昨年11月の大雪で平野川の水位が高くなり、中浜地域の衛門橋付近は越水寸前の危険な状況でした。いつも不安を抱えている地域です。どのような対策が講じられているかお聞かせ下さい。</p>
(下線部について回答)	
<p>環境局では、災害時の避難所への災害用仮設トイレにつきまして、誰でも容易に使用できる組立式の災害トイレ 611 基（洋式、各避難所分）の購入を完了しています。</p> <p>また、民間事業者 4 社と災害時の仮設トイレ設置協力に関する協定を結んでおり、災害時には洋式タイプを優先的に配備するよう要請するとともに、大規模災害時に速やかに対応できるよう危機管理室と調整を行い、各避難所のトイレにつきまして、不足等のないよう対応を行ってまいります。</p>	
<p style="color: red;">(※避難所施設内のトイレにつきましては、施設管理者と避難所を指定した危機管理室での調整となります。)</p>	
担当	環境局 事業部 事業管理課 電話：06-6630-3238

番号	3 (前半部分)
項目	<p>避難所となる小学校の体育館に早急にエアコンを設置して下さい。また洋式トイレ、空調設備、飲料水や、プライバシー確保などジェンダー視点での避難所の整備を行って下さい。</p> <p><u>防災拠点での自然エネルギー発電設備、蓄電設備等の設置の計画をもち、さらに促進して下さい。</u>昨年11月の大雨で平野川の水位が高くなり、中浜地域の衛門橋付近は越水寸前の危険な状況でした。いつも不安を抱えている地域です。どのような対策が講じられているかお聞かせ下さい。</p>
(下線部について回答)	
<p>本市では、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー消費の抑制など、令和12年度までに大阪府・大阪市が一体となって取り組むエネルギー関連施策の方向性を示した「おおさかスマートエネルギープラン」を令和3年3月に大阪府とともに策定し、新たなエネルギー社会の構築に向けた取組を進めています。</p> <p>避難所や防災拠点を含む市有施設等への再生可能エネルギー設備の設置については、令和5年度末時点で、太陽光発電は263か所、水力発電は3か所、廃棄物発電は6か所、下水消化ガス発電は6か所あり、今後も、民間事業者との連携を図りながら公共施設等への再生可能エネルギー発電設備の設置に取り組んでまいります。</p>	
担当 環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当 電話：06-6630-3483	

番号	3 (後半部分)
項目	<p><u>公園の管理は市が責任をもって取組むよう働きかけて下さい。公園や歩道の草刈りの回数を増やし、切る必要のない樹木の伐採はやめて下さい。</u></p> <p>1月末から「大阪市内全域路上喫煙禁止」となり、公園の側に市管理の建物と思われる喫煙所が設けてあるのを見かけます。この喫煙所ができた経緯や、鍵や火元、夜間管理など、どうなっているのかお聞かせ下さい。</p> <p>道路の白線の引き直し、歩道や道路改修を積極的にすすめて下さい。</p> <p>誰もが気軽に安価で使える集会所を作り、開放して下さい。</p>
(下線部について回答)	
<p>公園の雑草については、近年、人件費等が上昇する中、一定の施工量を確保しながら、年年の天候や、公園の利用状況などによっても異なる雑草の繁茂状況に合わせ、除草を行っています。</p> <p>一方、雑草は、利用者が多い場所ではあまり繁茂しないことから、雑草が繁茂しやすく利用しにくくなっている公園や、周辺に住宅地等が立地し、潜在的な利用ニーズがある公園を対象に、雑草の発芽を抑制させ、快適な環境を整えることで、公園の利用を促進し、持続的に雑草の抑制を図ることを目的として、広場や園路の土の入れ替えや、土系舗装などを行う取り組みを試行的に進めています。</p> <p>除草と合わせて、このような雑草を抑制する取り組みを行い、除草が必要な場所を減らすことで、予算をより有効に活用して除草が必要な場所での除草頻度を増やすなど、快適な公園の利用環境の確保に取り組んでまいります。</p> <p>公園樹や街路樹については、昭和39年の緑化百年宣言以降、公園や道路の整備に合わせ、限られた空間を最大限活用して、積極的に植樹を進めるとともに、その維持保全に取り組んでまいりました。しかし、長い年月をかけて生長した多くの樹木が大木化・老木化した結果、樹勢が衰え、強風等による倒木リスクが顕在化するとともに街路樹では通行障害や見通しの阻害、公園樹では民有地への越境など、樹木の一部が市民生活に影響を与える状況となり、安全対策事業として、短期集中的に撤去・更新を進めてまいりました。</p> <p>安全対策事業では、市民生活の安全・安心に支障を来すおそれのある樹木を対象に撤去・更新を行っており、樹木の健全な育成を促す空間を確保しつつ、将来の生育を考慮した上で、可能な限り植え替えを行っています。なお、安全対策事業は、今年度で終了となります。</p> <p>引き続き、市民の皆様に、安全・安心して道路や公園を利用いただけるよう維持管理に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891

番号	3 (後半部分)
項目	<p>公園の管理は市が責任をもって取組むよう働きかけて下さい。公園や歩道の草刈りの回数を増やし、切る必要のない樹木の伐採はやめて下さい。</p> <p><u>1月末から「大阪市内全域路上喫煙禁止」となり、公園の側に市管理の建物と思われる喫煙所が設けてあるのを見かけます。この喫煙所ができた経緯や、鍵や火元、夜間管理など、どうなっているのかお聞かせ下さい。</u></p> <p>道路の白線の引き直し、歩道や道路改修を積極的にすすめて下さい。</p> <p>誰もが気軽に安価で使える集会所を作り、開放して下さい。</p>
(下線部について回答)	
大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するとともに、大阪・関西万博の開催を見据え国際観光都市にふさわしい環境美化を推進することを目的として、令和7年1月27日より市内全域で路上喫煙を禁止しています。	
喫煙所の設置場所については、鉄道駅周辺、事業所や飲食店などが密集する地域を中心に、各区役所が選定した設置場所について、当局職員も現地確認を行ったうえで設置の判断を行っております。	
喫煙所は防火構造としております。また、大阪市が契約した業者による機械警備を採用し、喫煙所の解錠や施錠等を実施しております。	
担当	環境局 事業部 事業管理課（路上喫煙対策担当） 電話：06-6630-3228

番号	3 (後半部分)
項目	<p>公園の管理は市が責任をもって取組むよう働きかけて下さい。公園や歩道の草刈りの回数を増やし、切る必要のない樹木の伐採はやめて下さい。</p> <p>1月末から「大阪市内全域路上喫煙禁止」となり、公園の側に市管理の建物と思われる喫煙所が設けてあるのを見かけます。この喫煙所ができた経緯や、鍵や火元、夜間管理など、どうなっているのかお聞かせ下さい。</p> <p><u>道路の白線の引き直し、歩道や道路改修を積極的にすすめて下さい。</u></p> <p>誰もが気軽に安価で使える集会所を作り、開放して下さい。</p>
(下線部について回答)	
	<p>市民の皆様が道路を安全・安心に通行していただけますよう、日常的な巡回及び点検・調査などにより区画線や道路舗装の状態を監視し、適宜良好な状態になるよう努めています。</p> <p>なお、横断歩道・停止線などの交通の規制及び指示に関するものは道路標示といい、公安委員会が管轄しておりますので、所轄警察署へ情報提供するなど連携し、引き続き取り組んでまいります。</p>
担当	<p>建設局 道路河川部 道路課 道路維持担当 電話：06-6615-6801</p> <p>建設局 東部方面管理事務所 中浜工営所 電話：06-6969-2656</p>

番号	3 (後半部分)
項目	<p>公園の管理は市が責任もって取組むよう働きかけて下さい。公園や歩道の草刈りの回数を増やし、切る必要のない樹木の伐採はやめて下さい。</p> <p>1月末から「大阪市内全域路上喫煙禁止」となり、公園の側に市管理の建物と思われる喫煙所が設けてあるのを見かけます。この喫煙所ができた経緯や、鍵や火元、夜間管理など、どうなっているのかお聞かせ下さい。</p> <p>道路の白線の引き直し、歩道や道路改修を積極的にすすめて下さい。</p> <p><u>誰もが気軽に安価で使える集会所を作り、開放して下さい。</u></p>
(下線部について回答)	
<p>集会所につきましては、地域集会施設として概ね区内の小学校区単位に設置され、会議室やホール等の貸出の他、地域活動の場として催しや会議等に利用されています。自主的に各地域で運営されており、利用方法や料金などの詳細は、各施設の運営委員会等で決定されています。</p> <p>ご利用にあたっては、各施設に問い合わせていただく必要がありますが、城東区役所では、問い合わせ時の利便に資するため、区ホームページに各施設の名称、住所、電話番号、外観写真を掲載しています。</p>	
担当	城東区役所 市民協働課 電話：06-6930-9734

番号	4
項目	<p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく施策「女性のつながりサポート事業」について現在の事業内容、相談件数等お聞かせください。</p> <p>施策のための予算を充実させ、正規職員を増やすなど体制を整えてください。</p> <p>区役所の女性トイレ個室に生理用品と自動のサニタリーボックスを設置して下さい。</p>
(下線部について回答)	
<p>令和3年度より、孤独・孤立で不安を抱える女性や、様々な困難・課題を抱える女性に対して、社会とのつながりの回復に向けた支援を行っております。</p> <p>SNS（LINE）を活用した週2回の相談をはじめ、行政から必要な情報が届いていなかったり、相談に至らない女性に対してのアウトリーチ型支援による情報提供やLINEを活用した専門的（弁護士や産婦人科医）な相談を定期的に実施しているところです。</p>	
【令和5年度LINE相談件数：1,511件（LINE友だち登録：2,160件）】	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156

番号	4
項目	<p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく施策「女性つながりサポート事業」について現在の事業内容、相談件数などをお聞かせ下さい。</p> <p>施策のための予算を充実させ、正規職員を増やすなど体制を整えて下さい。</p> <p><u>区役所の女性トイレ個室に生理用品と自動のサニタリーボックスを設置して下さい。</u></p>
(下線部について回答)	
	<p>区役所庁舎内トイレにおける、生理用品及び自動のサニタリーボックスの設置については、維持管理が困難であることから設置する予定はありません。</p>
担当	城東区役所 総務課 電話：06-6930-9625

番号	5
項目	自衛官募集のために子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないでください。「除外申請」ができるなどを、引き続き広く知らせるようお願いします。また、教育、市民生活、防災への自衛隊の介入や、防災の名を借りた広報、PR活動をしないでください。
(下線部について回答)	
防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第29条第1項及び第35条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第120条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。	
このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）第69条第1項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。	
本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、より一層確実な個人情報保護を図っています。	
自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。除外申出の方法や期限等につきましては、本市ホームページやSNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう、引き続き広報周知に取り組んでまいります。	
担当	市民局 総務部 住民情報担当 住民情報グループ 電話：06-4305-7345

番号	5
項目	また、教育、市民生活、 <u>防災への自衛隊の介入</u> や、防災の名を借りた広報、PR活動をしないで下さい。
(下線部について回答)	
<p>近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時は、本市の人的、物的資源だけでは適切な応急対策を実施することが困難な場合が想定されるため、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携し、市民の安全安心を確保しなければなりません。</p> <p>大規模災害発生時において、助けを求める人の命をつなげるためには、活動方法や連携について、防災関係機関が相互に把握しておく必要があります。</p> <p>そのために、本市では各種防災訓練等を消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と合同で実施することで、相互の連携を確認しているところですので、ご理解とご協力をお願ひいたします。</p>	
担当	危機管理室 危機管理課（応急対策） 電話：06-6208-9808

番号	5
項目	自衛官募集のために子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないでください。 「除外申請」ができることを、引き続き広く知らせるようお願いします。また、教育、市民生活、 <u>防災への自衛隊の介入や、防災の名を借りた広報、P R活動をしないで下さい。</u>
(下線部について回答)	
<p>大規模災害発生時において市民の安全安心を確保するためには、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が密接な連携をとり、災害活動にあたることが不可欠と考えています。</p> <p>今後も、大規模災害発生時において、自衛隊を含む防災関係機関との連携は必要と考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>	
担当	消防局 企画部 企画課 電話：06-4393-6056

番号	6
項目	長引く物価高騰で区民の暮らしは逼迫し、とりわけ低所得者の生活はより困難になっている中、複数の団体が協力して「食料無料市場」を開催し毎回 180 ~ 200 人が来られています。しかし、運営面では各団体とも財政面で困難を抱えています。区役所内にチラシを置いたり広報掲載での情報提供、会場の確保、物資の提供など行政の援助をお願いします。
<p>本市では、生活保護に至る前の段階の第2のセーフティネットとして、生活困窮者自立相談支援窓口を区役所に設置しております。</p> <p>生活困窮者支援を通じて、関係機関・関係者のネットワークを構築し、「食」支援も含んだ他事業やインフォーマルな支援の活用を行いながら、対象者の自立までを包括的・継続的に支援できる地域づくりを進めています。</p>	
担当	城東区役所保健福祉課（福祉） 電話：06-6930-9692